

厚生常任委員会

平成30年9月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎平川 理恵	○濱 眞理子	小林 誠
中川 靖広	小村 尚己	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	加藤 恵三	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
住 民 生 活 部 次 長	黒崎 益範	福 祉 子 ども 課 長	浦野 歩美
福 祉 子 ども 課 長 補 佐	西川美奈子	長 寿 福 祉 課 長	中原 潤
長 寿 福 祉 課 長 補 佐	田口 昌孝	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
健 康 対 策 課 長	北 典子	同 課 長 補 佐	徳田 貴世
国 保 医 療 課 長	猪川 恭弘	国 保 医 療 課 長 補 佐	細川 友希
環 境 対 策 課 長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	関口 修	同 課 長 補 佐	小澤香代子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
-------------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、小林委員、中川委員のお二人を指名いたします。

お二人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第42号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 浦野福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、議案第42号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

（議案書朗読）

福祉子ども課長

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

それでは、本条例の内容につきまして、要旨により説明させていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。一つ目に、代替保育の提供先の緩和でございます。家庭的保育事業等を実施する場合には、職員の病気休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって保育を提供する、いわゆる「代替保育」を行うための「連携施設」を確保する必要がありますが、この連携施設につきましては、これまで保育所、幼稚園又は認定こども園に限定されておりました。今回の改正によりまして、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合について、小規模保育事業A型事業者等又は小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認めた事業者から確保することが可能となるものです。

二つ目に、食事の提供の特例範囲の拡大でございます。家庭的保育事業者等は、食事を提供するときは、家庭的保育事業所等の中で調理する方法により行わなければならない。とされておりますが、特例として、連携施設である保育所、幼稚園、認定こども園もしくは系列の社会福祉法人等において調理し、搬入する方法により行うことができるとされておりました。今回の改正により、外部搬入できる事業者の範囲が拡大され、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、給食の趣旨を十分に認識し、アレルギー対応等の配慮を行うことができるものと、町が認める事業者からの食事の外部搬入が可能となります。

最後に、施行期日であります。公布の日から施行いたします。

以上、議案第42号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 小規模保育事業A型事業者等又は小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認めた事業者ってあんなけど、該当する事業者っていうのは町内にあんのかな。

福祉子ども課長 町内には小規模保育事業A型事業所として、小規模保育所法隆寺がございます。

中川委員 法隆寺は小規模保育っていうんかな、いうの運営してはるさかい、保育園っていう認識やってんけど、他に、なんて言うんやろ、一般的に保育所じゃないようなところが認められるのかなというような感覚やってんけど、違うんかな。

福祉子ども課長 小規模保育所といいますのは、法律の中にあります、家庭的保育事業所という枠の中に、家庭的保育事業というものと、小規模保育事業、あと事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業と、4つの型がございまして、保育所、一般的に保育所といいますのは町立の保育所でありますとか、民間の斑鳩黎明保育園でありますとか、そういったところを保育所というふうに呼んでおります。

中川委員 ほんで、何がどう変わるの。

福祉子ども課長 今回の条例の改正につきましては、今、現に小規模保育所等家庭的保育事業を運営されているところにつきましては、現条例で認可を受けておられますので、特に問題はないんですけれども、今ですね、全国的に保育所不足というところ言われている中、各地方の方からなかなかこういった家庭的保育事業所をつくろうと思っても新規参入が難しいと、その1つに連携施設っていうのを確保するのが難しいという声が上がっておりまして、今回その要件を少しでも緩和することによって小規模保育所等家庭的保育事業の参入を進めてこうということで、省令の方が

改正されて、それに準じて町の条例についても改正するものでございます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時05分 休憩)

(午前9時07分 再開)

委員長 再開します。 小林委員。

小林委員 今、現段階でこの改正、主な改正内容の(1)については、連携施設が確保できているということで、本来はしなくてもいいけれども、今後のために条例の改正をするという認識でいいんですかね。

福祉子ども課長 その通りでございます。

小林委員

(2)についてなんですけども、町内が提携しているところに、この(2)に該当される家庭的保育事業さんをお願いするのかなと思うんですけれども、町に直接そういう給食をお願いして、町が発注も受けて町からいつも発注しているところにつくってもらうとか、そういう取り組みってされている地域ってあるんですかね。わざわざ家庭的保育事業をされているところが、そういう専門的な業者さんにやりとりするんじゃなくて、町が経由してくれるみたいな、そういう、それによって利便性が向上するのかわかりませんが、そういうところってあるんですかね。

福祉子ども課長 条例の中でもですね、外部搬入できる場所ってというのは系列の社会福祉法人ですとか、あと、連携している保育園、幼稚園っていうところに限られていますので、町が委託している場所ってというのは、この条例でも範囲外ということになりますので、されているところはないと思

われます。

小林委員 あともう1つ、この食事の提供の経過措置についてなんですけれども、現在当町で、この当該経過措置の適用を受けている事業っていうのは、今おっしゃっていただいたように、ないという認識でいいんですかね。

福祉子ども課長 はい、ございません。

委員長 他にございませんか。 濱委員。

濱委員 すみません、基礎的なところで聞きたいんですけども、保育園の保育士さんが病気等のために仕事を休まれるとして、そうすると、子どもさんの数に対して保育士さんの数が規定どおり確保できない、そういうときに連携しているところで、保育をしてもらえるということがまず基本的にこの背景にあるということでもいいんでしょうか。

福祉子ども課長 例えばインフルエンザで職員の半数以上が病気で休まないといけなといった場合に、この連携施設を確保しておくことによって保育を継続して実施できるということでございます。

濱委員 そうしますと、今、町内では法隆寺さんがあるということですがけれども、定員というか、法隆寺さんのところでも受け入れができないような人数を保育されているっていう、そういうことももちろんあり得るということですね。

(「連携はできるけども、相手もつついっばいいやと、だから入れられへんやん、みられへんやんっていうこと言いたいねんな」との声あり)

福祉子ども課長 そういった場合もあると思われるために、今回緩和措置が図られたと

も課長 いうことでございます。

濱委員 その緩和というのは、そういうことができるようになるよという緩和であって、今言った定員であるとか、そういうところが緩和されると意味じゃないってということですか。

福祉子ども課長 そのとおりでございます。

も課長 これをもって、質疑を終結いたします。

委員長 お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第42号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第45号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、議案第45号 平成30年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療課長 今回の補正予算は、国庫支出金等の返還に係る補正予算が主なものでありまして、歳入歳出それぞれを3,386万4千円を増額し、歳入歳出それぞれ34億8,216万4千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明申

上げます。補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

まずはじめに歳入でございます。

まず、第6款 諸収入、第2項 雑入、第7目 歳入欠かん補填収入でございます。歳出の前年度繰上充用金の補正に伴います減額および今回の補正予算から生じたました財源を歳入欠かん補填収入で調整するものでございまして3,386万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第3目 償還金でございます。療養給付費等国庫負担金、特定健康診査等負担金、高額医療費共同事業負担金、奈良県国民健康保険調整交付金、療養給付等交付金のそれぞれが精算に伴いまして超過交付となっておりますので、その返還が生じましたことから3,610万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金でございます。執行額の確定に伴いまして、224万円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは1ページにお戻りいただきたいと思います。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療課長 以上、議案第45号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、なにとぞ原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 国へ返還する金額が結構大きい金額になりましたけども、それがなかったら結構な単年度の黒になったというふうに思うんです。その当初予算のときからですね見て、今回の最終的にこういう形になったっていう、その単年度の収支の関係でいうと、担当としては結果はどういうふうに見ておられるのか、お聞きしたいんですけど。

国保医療課長 当初予算に比べまして、返還が多く生じたということですがけれども、前年度の予算で組んでおりました、ほぼ執行は予定通りにいっておったのではないかと、若干のその辺支出の部分での増減はあったとしましても、ほぼ予定通りではなかったのかなと、ただまあ、返還する額が増えたという事でございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 すみません、言い方が悪かったですね、国に返す分があとにならないとわからないんで、ただまあ3,600万で後から見て結構大きな金額になったなあというふうには思うんですけど、それは抜いたとして、単年度で6千万ぐらいの黒が出ていると、黒字になった要因というのをどういうふうに見ておられるかということではちょっとお聞きしたかったです。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 平成28年度に薬価の改定があつて、それで28年度の決算では大幅な黒字が出て、だいたい3億1千万円ぐらいの累積赤字まで減少したということなんですけども、その薬価の改定の影響があつて、保険給付も落ち着いている状況にはあるんですけども、被保険者の数などが減りまして、国保税の収入も減ってきているという状況です。どちらも落ち着いている中で今回若干の黒字が出て、だいたい1,500万から2千万ぐらいだと思んですが、黒字が出て累積赤字が3億円だということ

です。ですからちょっと歳入も減っているのですが、これだというようなことはちょっと言いきれないところもあるんですが、給付で言いますと、さきほど申しましたような28年度の薬価改定がかなり影響してきているということは間違いのないというふうに思っております。ただし、一般の療養給付は減っているんですけども、高額療養給付は増加傾向にありますので、必ずしも医療費の給付が安くなってきているというイメージは持っていないということでございます。

木澤委員　もう30年度から県単位化されていって、まあ、斑鳩町でかかった費用を払うということにはなりません、県からくる納付金を納めるという形になりますんで、収支のバランスというのは町単独では見れないんですけども、なっとなかったらっていう質問をするのも変なんですけども、29年度こういう形でいって、30年度でいうと、傾向としてはどうなっていたでしょう。

委員長　植村住民生活部長。

住民生活部長　ちょっと、これまでと状況が変わってきているのは、先ほど言いましたように、被保険者がかなり減ってきているという中で、当初予算を立てても、国保税の収入が得られないということです、これは収納率が上がるということではなくて、調定額そのものが落ちてきているということになります。今年で言いますと、先ほど委員おっしゃいましたように、納付金に見合うだけの国保税を収納するために、税率を定めているんですが、実際のところは被保険者数が減ってきてるので、それだけの収入が確保できない可能性も出てくるということになります、ですので、今後の収納の見込みを言いますと、この国保税の収入の減がどれだけ抑えられるのか、それは被保険者数がどんだけの減ですむのかっていうところにかかってきますので、なかなかちょっと保険者の努力ではなかなか、うまくいかない、調整できないというところがございます。一方で保険給付については斑鳩町で保険給付したものが、その同額が県

から下りてきますので、それそのものは特に問題はないんですけども、問題は滞納繰越分が町の独自財源で得られるはずだったのが、仮に現年度の納付金を納めるための国保税収入が少なくなって、滞納繰越分の独自財源をそれに使わなければならないとなったときに、その滞納繰越分で減らすはずだった、その累積赤字分、これがその減りが予想、思っているよりも減らないというような状況になるというのが今年度の、今の状況でございます。

委員長 他に。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第45号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第46号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉 それでは、議案第46号 平成30年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

長寿福祉
課長

はじめに、保険事業勘定であります。

今回の補正予算の主な内容は、平成29年度の本特別会計の決算額の確定に伴う繰越金と、国庫支出金及び県支出金並びに支払基金からの交付金の精算に関するものなどで、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,076万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ25億6,076万5千円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算でございます。第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第2目 地域支援事業交付金で131万4千円の増額補正をお願いしております。平成29年度の決算額の確定に伴う支払基金交付金の精算により生じた不足額について、平成30年度で交付されることとなりますことから、その受け入れに係るものとして、増額の予算補正をお願いするものでございます。

次に、第9款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金では、平成29年度の本特別会計の決算において、歳入額が歳出額を上回りましたことから、その差額1億2,945万1千円を平成30年度に繰り越すことについて、増額補正をお願いするものでございます。

8ページにお移りいただけますでしょうか。続いて、歳出予算でございます。順序が逆になりますけれども、はじめに、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金について説明をいたします。

平成29年度の決算額の確定により、第1目 第1号被保険者保険料還付金で、還付すべき過年度分の保険料の見込額が確定いたしましたことから、これを還付するための経費として124万9千円の増額補正を、第2目 償還金では、平成29年度の決算額の確定に伴い、介護給付費に係る国及び県の負担金並びに支払基金からの交付金について、また、地域支援事業に係る国及び県の補助金について、それぞれ超過交付となりましたことから、これらを償還するための経費として1,624万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、その上の第3款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 介

護保険給付費準備基金積立金でございます。ただ今、ご説明申し上げました歳入と歳出の補正額において生じた差額1億1,327万4千円について、基金に積み立てるよう増額補正をお願いするものでございます。

次に、介護サービス事業勘定でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ165万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ965万9千円とするものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の13ページをお開きいただけますでしょうか。

歳入予算でございます。第2款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金で平成29年度の執行額の確定に伴い、歳入額が歳出額を上回ったことから、その差額165万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

14ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正でございます。第3款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費では、今回の予算補正から生じた財源165万9千円の留保のための増額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則書を朗読いたします。

(予算総則書朗読)

長寿福祉課長 以上、議案第46号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと確認させてほしいんですけども、今期から第7期の計画が始

まって、年度末に基金が2億何千万か積みあがるので、その分3千万ぐ
らい残して取り崩して保険額引き下げに充てましたけども、結局決算終
えて、基金の積み立ての見込みがかい離があったのかどうかですね、今、
今回基金に1億1,327万4千円積みますけども、この中にかい離分
なんかが入っているのかどうか、スタート時からそれはもともと3千万
の基金でスタートして、この金額になっているのかですね。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉 昨年度の事業計画を立てております時点で、この平成29年度の給付
課長 状況につきましては、まだ計画策定中で、途中でしたので、給付がどう
いう傾向になるかっていうのがやはり読めない部分がございますので、
29年度の歳入歳出のどれだけ余ってくるか等は、基本的には考えずに
ですね、確定している分として3千万残してってところで計画を立
てているところでございます。

木澤委員 ごめんなさい、ちょっとよくわからないんですけども、当初3千万残
す見込みで、それ以外は取り崩して保険料の引き下げに充てましたよ
ね、それは年度途中やからその見込みでしましたけども、今、決算確定
して見込み通りにいったのかどうかですね。さらに積んでいるのかどう
かっていう経緯は。

長寿福祉 残高的には3千万を第7期に残しておくことにしましたけど
課長 も、今回のこの29年度決算でその3千万プラス今回の1億いくらかを
積む額が基金に上乗せされるという形になりますので、この給付額がど
うなるのかっていうのが29年度についてある程度は残ってくるだろ
うというところで、計画は進めたいと思うんですけども、結果として
この1億いくらかが基金に積み立てるという結果となりましたので、こ
のまま第7期、計画どおり給付ができるとすれば、1億いくらかとこの
3千万を足した額が残ってくるという形になってまいります。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時35分 再開)

委員長 再開いたします。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第46号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第47号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、議案第47号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。それでは、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 課長 今回の補正予算は、平成29年度会計からの繰越し、また保険料の還付、広域連合への納付等に関するものでございまして、歳入歳出それぞれ216万2千円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ4億3,756万2千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明申

上げます。補正予算書の5ページをお開きください。歳入でございます。第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金でございます。平成29年度の決算剰余金の確定によりまして、68万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款 諸収入、第2項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金でございます。平成29年度中に払い戻しをいたしました保険料のうち、広域連合からの保険料還付金について、受け入れがまだのもの等につきまして147万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。歳出でございます。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。保険料を広域連合に納付いたしますことから、後期高齢者医療保険料等負担金166万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金及び還付加算金でございます。平成29年度還付未済に係ります保険料還付金として49万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。予算の総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療課長 以上、議案第47号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてのご説明といたします。

よろしくご審議いただきまして、なにとぞ原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議案第47号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(5)陳情第4号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書についてを議題といたします。

まず、議会事務局長の説明を求めます。 真弓議会事務局長。

議会事務局長 それでは、陳情第4号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書について陳情文書表を朗読させていただきます。

(陳情文書表朗読)

議会事務局長 2枚目に要旨を添付しておりますが、朗読につきましては、省略をさせていただきます。なお、お手元に陳情者作成の意見書(案)を配付させていただきますので、ご参考にしていただければと思います。

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

委員長 それでは、皆様のご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回こういう形で陳情があがってきているわけですが、今年度から県単位化されて、やはり保険料の高騰が相次いでいるという状況が県下で起こっています。もともとですね、この国民健康保険については、国民皆保険制度のもとで、どなたでもやっぱり保険に入って健康と命を守るということを目的にしていますけども、この間ですね、国の負担が当

初から比べると半分近くに減らされてきているということが財政運営を厳しくしているもっともな原因だと思うんです。今回意見書上げてほしいという項目の中にですね、国への財政負担の増額を要請してほしいということが入ってますし、急激な保険料の上昇が起こっている中で、全国の例を見ますと、統一保険料に踏み出しているところって、まだまだ少ないんですね、奈良県は全国に先駆けてこういうやり方してますけども、そもそも県の言ってる県下どこに住んでも同じ保険料、負担を求めるといことですが、その前提としてやはりサービスについてもどこに住んでも同じようなサービスを受けれるという前提にしましたけども、そのサービスの方はまったくついて来ずにですね、保険料だけ引き上げられると、特に山間地域なんかでは、医療はなかなか受けられないけども保険料が引き上がるという状況が起こっていますので、やはり私はこの統一保険料という考え方ですね、が、そぐわないんじゃないかなという思いを持っています。あとですね、これまで町がおこなってきた一般会計からの法定外繰り入れなんかもなぜそれを県がだめですよというのかわからないですし、そもそも市町村の裁量で住民を守るために行ってきた取り組みを県にだめですよと言われる筋合いもないと思いますので、そのことについては県に対してしっかり意見をあげていくべきだなというふうに私は思っているので、この陳情については採択して意見書を上げていくべきだという風に考えます。

委員長 特にどなたかの答弁を求めるものではないですね。

木澤委員 意見です。

委員長 他にご意見ございますか。 小林委員。

小林委員 ちょっと担当課の方にお聞きしたいんですけども、県の試算で平成36年度医療費が見込みより超過する場合について、選択肢が1, 2, 3って挙げられるんですけども、その中で1つよくわからないのが、

支払診療報酬総額の引き上げに対して、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による権能の行使によるこの地域別診療報酬の活用についてちょっと教えていただきたいんですけども。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時45分 休憩)

(午前9時52分 再開)

委員長 再開します。 小林委員。

小林委員 奈良県の方がですね、これから国保の改革に取り組んで、奈良県民の医療費の抑制に取り組むということも、努力をされることもいろいろ計画されておりますので、絵に描いた餅にならないようにしていかないといけないという思いもありますし、奈良県の39市町村の中でもまだまだ努力できる、細かく39市町村のいろんなデータ見させていただきますとですね、いろいろ改善努力できる状態もありますので、その努力を抑制しないように、現段階でこういう意見書を出してしまうと制度的な問題だけであった、国保に加入している方々の方ですね、意識の啓発に対してちょっとマイナスなことに働きかけるんじゃないかなと思いますので、現段階でこの意見書を提出することには反対を、という立場を取らせていただきます。

委員長 他にご意見等ございますか。

(な し)

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時54分 休憩)

(午前9時54分 再開)

委員長

再開します。

陳情第4号について、お諮りいたします。

本陳情書については、討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

はじめに、本陳情書を採択することに反対の方の意見を求めます。

小村委員。

小村委員

陳情第4号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書の採択について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

高齢者が多く加入し、また加入者の収入等が安定しない国民健康保険制度では、今後増加することが予想される医療費に対して、大きな枠組みのなかで制度を運営することにより、小規模の保険者の財政運営の安定を図ることが期待されていること、また、県単位化により事務の効率化が図られることについて、県単位化については、意義があるものと考えております。奈良県が財政責任を負ううえでは、保険料水準が統一されていくことは、不自然なことではありません。確かにそのことで、保険料等が大きく変わるとすれば、それを緩和する必要性があり、これらについて国庫負担の増額を求めるのは当然と考えますが、すでに全国町村議会議長会や全国町村会など地方自治に関する団体が、財政基盤強化策をはじめとした、国民健康保険制度の強化策を国に要望しているところがあります。また、保険料等に注目するだけでなく、医療費の増加を抑える施策を進めるなど、今後も全国の市町村が一体となって、医療保険全体の安定運営に資する制度改革を進める活動が必要であると考えます。

このようなことから、現段階で、保険料等のみに着目した本意見書の採択には賛成しかねるものであり、よって、反対の意見とさせていただきます。委員皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

委員長

次に、本陳情書を採択することに賛成の方の意見を求めます。
木澤委員。

木澤委員

それでは、陳情第4号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。
そもそもですね、国保会計が財政的に破たんになっている状況のもとで、地方六団体は国に対して財政負担を求めてきました。それは1兆円が必要というふうに申し上げてきましたが結局、国からは3,400億円ですね、2018年度、の投入に留まっており、これではやはり市町村は運営できないという状況のもとで、今回の陳情の中にも、国の財政負担を増幅することを求める項目についてあげられております。それについては、先ほど反対者の方から、今でも要望しているという声がありましたが、きちっとこれについては県を通じても上げていただく必要があるというふうに考えます。それからですね、今、先ほど委員の意見の中で、これから改革を進めるというふうにおっしゃいましたが、これから県が進めようとしている改革というのは、さらに医療費を抑制する改革であり、被保険者の皆さんに受診を抑制するような政策につながるのかということで非常に危惧を持っております。そしてすでに今年の4月から県単位化で制度がスタートし、すでに保険料の高騰が起こっている、これが被保険者の負担増につながっているという問題を解決していくのに今回意見書をあげてほしいということなので、私は県の取り組みを阻害するというものではなく、被保険者を守る立場できちんと町議会として県に対して意見をあげていく必要があるというふうに考えます。それから具体的に意見書につきましても、5項目あげておられますけども、この5項目すべて私は必要なことだと考えますし、これをきちっと具体的に声をあげていくということについて、やはり町議会として住民の健康に責任を持つという立場からも私は意見書をあげていくべきだというふうに考え、この陳情につきましては採択することに賛成の立場として意見を申し上げます。

委員長 これをもって、討論を終結いたします。
本陳情書については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。
本陳情書を採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手する者あり)

委員長 挙手少数であります。
よって、陳情第4号については、不採択すべきものと決しました。
次に、2. 継続審査を議題といたします。
(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、
課長 前回の委員会以降に報告をさせていただく事項はございません。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。 浦野福祉子ども課長。

福祉子ども それでは、議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第
も課長 6号)について、住民生活部が所管する内容についてご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の10ページをお願いいたします。

はじめに第12款 分担金及び負担金、第2項 負担金で、第1目 民生費負担金の第4節 医療対策費負担金で、未熟児養育医療費給付費が当初見積りを上回ることから、その負担金として30万円の増額をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第5節 医療対策費負担金で、負担金と同様の理由により、未熟児養育医療費給付費負担金85万円の増額をお願いするものであります。

続きまして、11ページの中段でございます。第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第6節 医療対策費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、未熟児養育医療費給付費負担金42万5千円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。14ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第5目 医療対策費の第20節 扶助費で、歳入で申しあげました未熟児養育医療費給付費が、当初見積りを上回ることから200万円の増額、第23節 償還金利子及び割引料で、平成29年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、316万5千円の増額をお願いするものであります。

第7目 障害福祉費では、第23節 償還金利子及び割引料で、平成29年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、1,169万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費では、第23節 償還金利子及び割引料で、平成29年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、101万9千円の増額をお

願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第2項 清掃費では、第2目 塵芥処理費の第15節 工事請負費で、大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による事故が発生したことを踏まえ、町公共施設の安全点検を実施した結果、建築基準法の現行基準に適合しないブロック塀について、改修等の工事を行うにあたり、衛生処理場に係る費用702万4千円、第3目 し尿処理費の第15節 工事請負費で、鳩水園に係る費用163万1千円、それぞれ増額をお願いするものであります。

なお、工事費用の一部につきましては、社会資本整備総合交付金を充てることとしております。

以上で、議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2)平成31年度保育所保育料について、理事者の報告を求めます。 浦野福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項(2)平成31年度 保育所保育料について、ご報告させていただきます。

本町の保育所保育料につきましては、平成20年度に国の保育所徴収金基準額の85パーセントに設定し、以後据え置いてきたところですが、国において、保育標準時間・保育短時間別に、保育料の基準である公定価格及び利用者負担基準額が示され、その示されました徴収基準額では若干の増額となっておりますが、平成31年度の保育所保育料につきましては、本年度と同額に据え置くこととし、町の独自制度であります8階層から11階層への保育料区分の細分化、同時在園の3歳未満第

2子の保育料について、国基準である2分の1から4分の1への軽減は継続し、引き続き保護者の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

なお、現在、国におきまして、3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化について、平成31年10月からの実施を目指して準備が進められておりますが、無償化となる部分をどのような割合で負担するのかといった具体的な実施方法について検討が進められている段階でありますので、詳細内容が確認できましたら、当委員会におきましても、ご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、平成31年度保育所保育料についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3)ふれあい交流センターいきいきの里の浴場の運営について、理事者の報告を求めます。 浦野福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項の(3)ふれあい交流センターいきいきの里の浴場の運営について、ご報告させていただきます。

ふれあい交流センターいきいきの里の浴場につきましては、公衆浴場法に基づきまして営業を行っておりますが、本年8月14日に奈良県郡山保健所より公衆浴場法第6条に基づき、浴槽水の水質検査の結果、清掃の状況等につきまして、立ち入り検査が行われ、助言がございましたので、その内容と今後の対策につきましてご報告させていただきます。

浴場の設置基準につきましては、奈良県公衆浴場法施行条例において定められておりますが、ふれあい交流センターいきいきの里の開館の4年後、平成16年1月にレジオネラ症発生抑制対策のため、条例が改正され設置基準が一部変更されております。この変更された基準の中に、浴槽水の入れ替え頻度についての改正がございまして、今回、この部分

の改善について助言を受けております。県条例の規定では、「ろ過機を使用している浴槽については、1週間に1回以上、浴槽水を完全に換水し、浴槽を清掃する」こととされており、これに基づきまして、現在、毎週月曜日の休館日に浴槽水の完全換水と浴槽清掃を行っておりますが、改正後この規定に「浴槽に、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している場合は、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水は使用しない」という規定が追加されており、ふれあい交流センターの浴場は、男女ともに気泡発生装置とジェット噴射装置が設置されておりますので、改正後の規定で運用するとなると、毎日浴槽水を完全に換水する必要があります。

この改正された条例の規定につきましては、「条例改正前に許可を受けている施設については、当該施設の増築又は改築が行われるまでの間は、適用しない」とされておりますものの、保健所からは「毎日の換水は困難であることは承知しており、換水の回数を週1回から2回にするなど、できる範囲での対策を講じることが望ましい」との助言を受けましたことから、利用者みなさんの健康と安全面を考慮し、従来の月曜日に加えまして、10月12日（金）から毎週金曜日にも、浴槽水の入替えを実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、浴槽水を完全に換水するためには、排水時間を含めると約6時間必要となりますことから、金曜日につきましては、通常どおり開館は行いますが、浴場のみ午前10時30分から午後2時までの使用を休止し、浴槽水の換水を実施してまいりたいというふうに考えております。また、1ヶ月程度試行的に実施し、運用状況を確認したうえで、ふれあい交流センターいきいきの里設置条例施行規則の改正、光熱水費の増加等に伴います補正予算などにつきまして、ご相談申し上げたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、ふれあい交流センターいきいきの里の浴場の運営についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員。

中川委員 金曜日にお湯抜くのに10時半から2時って言わはったかな、その前に抜くのに6時間かかるって言わはれへんかったかな。計算合わへん。

福祉子ども課長 排水するのにだいたい1時間かかるというふうに聞いておりました、男女2つそれぞれ浴槽があるんですけども、1度に排水することが、今その排管の状況からできない構造になっておりました、片方ずつ排水する必要があります。沸かすのに4時間程度かかりまして、清掃等の時間も含めまして、排水してからお風呂のお湯張りするまで約6時間必要であると考えております。10時半から2時までと申しあげましたのは、前日木曜日の晩に男女どちらかだけ排水しておいて、朝8時半に出勤してからもう片方を排水しまして、そこから掃除して沸かす作業を行いますと、計算しましたらだいたい1時半ぐらいから2時ぐらいまで作業時間がかかるかなと思われまして、今回2時からということにさせていただきたいと考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 休止を予定する10時半から2時までの間っていうのは、今利用者どれぐらいいてはる。

福祉子ども課長 だいたい平均で27名程度利用されている状況でございます。全体の約37%ぐらいとなっております。

木澤委員 最後の方、さっきの一番最初に説明してくれはった最後の方ちょっと聞き逃したんですけども、今回試行的にこういう形でやってみて、補正予算云々とおっしゃっていたんですけども、その後は何か機械とか改修をしてっていうことなんですか。

福祉子ども課長 入れ替えによりまして、光熱水費もかなり上昇すると思われまして、そのあたりですね、ちょっと試行期間にどの程度上昇するのかを確認させていただいて、また設備等も必要であれば改修していくということになると思われまして、そのあたり検討させていただいて補正予算を計上させていただきたいと思っております。

木澤委員 ちょっと構造上のことはちょっとわからないんですけども、今、両方いっぺんに排水はできないというのを、それをできるようにするには簡単にはいかないんですか。

福祉子ども課長 排水自体をすべて換えてしまわないことにはそれは改善は難しいということですので、それを全部してしまうとなると、配管自体を全部やりかえるということになると思われまして。

委員長 小林委員。

小林委員 関連して要望なんですけれども、ちよくちよく行かせていただくんですけども、やっぱり利用者が夕方とか少ないなと思うんです。こういうふうに改善されて、水質もよくなって、利用者が少なくても税金はコストはかかるものですんで、なんかもうちょっと利用者を増やす努力とこののを改めてした方が、せっかくもったいない施設ですんで、いつも優雅に使わせていただけてますけれども、もうちょっとなんかせっかくの税金で運営しているんで、何人入ろうが単価あたり一緒でしたら、もっともっと増やす努力とこののをさせていただきたいなというふうに、要望だけさせていただきます。

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、先進地視察についてであります。歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例についてをテーマに、王寺町・奈良市を先進地視察先に選ばせていただきました。視察日は10月24日(水)に実施をしたいと考えております。

以上が先進地視察計画の概要でございますが、ただ今申し上げましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり先進地視察を実施したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書を提出いたしますので、その手続きをとっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時16分 閉会)